

令和9年度森町立幼稚園 預かり保育について

森町健康こども課

森町立幼稚園では、教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの長期休業期間等にお子さんをお預かりする「幼稚園預かり保育」を実施しています。

保護者の就労や家族の看護等で長期的に預かりが必要な場合や、家庭の事情により、一時的に預かりが必要な場合に、利用できます。

＜対象児童＞

1. 幼稚園の在園児で保護者が就労等している場合
2. 幼稚園の在園児で保護者が家族の急な看護等を行うこととなった場合
3. 幼稚園の在園児でその他園長が預かり保育を必要と認めた場合

＜実施園・受入時間等＞

実施園	受入時間 ＜学期期間中＞	受入時間 ＜長期休業期間中＞	備考
飯田幼稚園	教育時間終了後から 17時まで	(実施なし)	長期休業期間中は園田幼稚園にて園児を受け入れます。
園田幼稚園	教育時間終了後から 18時まで	8時30分から 18時まで	
森幼稚園	教育時間終了後から 18時まで	8時30分から 18時まで	7時45分から8時30分までの朝預かりを希望する場合はご相談ください。

※春・夏・冬休みの最終日等は、16時までの預かりとなる場合があります。

※在園児数により預かり保育を実施しない園となる場合もあります。

※就労時間に合わせて、入園する園をご検討ください。

＜利用区分＞

利用区分	内容
年間 預かり保育	1 月以上の預かり保育 (長期休業期間中を除く、月 10 日以上利用の場合)
一時 預かり保育	家庭の用事や緊急に預けたい場合の預かり保育 (長期休業期間中を除く、月 10 日未満利用の場合)
長期休業中 預かり保育	学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日の預かり保育(長期休業期間中に月 5 回以上利用の場合)
延長 預かり保育	7 時 45 分から 8 時 20 分まで(森幼稚園で実施)、17 時から 18 時までの預かり保育(園田幼稚園・森幼稚園で実施)

※ 延長預かり保育を利用する場合は、別に申請が必要です。

＜預かり保育料＞

利用区分	保育料
年間 預かり保育	無料 ※「保育の必要性認定」を受けている方のみ利用可能
一時 預かり保育	日額 500 円 (長期休業期間中は、半日 500 円・1 日 1,000 円)
長期休業中 預かり保育	半日・・・日額 500 円 1 日・・・日額 1,000 円
延長 預かり保育	無料 ※「保育の必要性認定」を受けている方のみ利用可能

※ 長期休業中の 1 日の預かり保育利用時間が 8 時 30 分から 12 時 30 分までの場合、又は 13 時から 17 時までの場合、半日となります。

＜幼稚園預かり保育料の納付について＞

利用月の翌月 20 日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に指定口座からお引き落としさせていただきます。なお、3 月利用分については 4 月中に納入通知書を送付しますので、金融機関窓口等でのお支払いをお願いします。

＜幼稚園預かり保育無償化について＞

「保育の必要性認定」を受けた方は、幼稚園預かり保育料は無料となります。「保育の必要性認定」については、別表をご確認ください。

認定を受けるには別に申請が必要です。希望者等には後日園を通じて申請書類を配布いたします。

＜預かり保育を実施しない日（予定）＞

土曜日・日曜日	祝日
8月12日から8月15日	12月29日から1月5日
振替休日	その他園長が定める日（学年末最終日など）

※ 警報発令時等による休園日等も預かり保育は実施しません。

＜長期休業期間中の預かり期間（予定）＞

春休み（学年始休業日）	4月1日から入園式前々日まで ※土日、祝日除く
夏休み（夏季休業日）	7月の終業式翌日から9月の始業式前日まで ※土日、祝日、8月12日から8月15日を除く
冬休み（冬季休業日）	12月の終業式翌日から1月の始業式前日まで ※土日、祝日、12月29日から1月5日を除く
春休み（学年末休業日）	3月の終業式又は卒園式翌日から3月30日まで ※土日、祝日除く

※ 変更する場合もありますので、各園からのおたより等を必ずご確認ください。

＜新年少児の預かり保育について＞

新年少児については、基本的な生活習慣や園生活リズムや情緒の安定、教師との信頼関係が十分に築かれる時期を考慮し、例年5月頃受け入れを開始します。

ただし、既に保育経験のある園児は基本的な自立（排泄、食事、衣服の着脱等）が一人でできる等）ができていれば、園側の判断で預かり保育を開始します。

＜申込方法等＞

【提出書類】

- ・ 幼稚園預かり保育申請書

※申請書は健康こども課窓口、通っている園で配布します。

また、森町ホームページからもダウンロードできます。

【申込期間】令和8年9月14日（月）から令和8年10月16日（金）まで

【提出先】《新入園児》森町役場 健康こども課 幼稚園保育園係

〒437-0215 森町森50番地の1 森町保健福祉センター内

《在園児》通っている園

別表

保育の必要性事由（保護者の状態）		利用できる期間
就労	勤務形態を問わず月 64 時間以上就労している場合	就労が継続している期間
妊娠・出産	母親が出産間近な状態又は出産後間もない場合	出産前8週の月初めから 出産後8週の月末まで
疾病・障がい	保護者が疾病・負傷等の場合や障がいがある場合	町が必要と認める期間
介護・看護	同居親族等を常時看護又は介護している場合	町が必要と認める期間
災害復旧	震災・火災・風水害等の災害を受け、復旧にあたっている場合	町が必要と認める期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	最長3ヶ月
就学・職業訓練等	（通信教育等を除き）学校や職業訓練校等に通っている場合	卒業予定日の月末まで
虐待・DV	児童虐待や、配偶者からのDVの恐れがある場合	町が必要と認める期間
育児休業	育児休業の場合 ※既に幼稚園預かり保育等を利用している児童について、継続利用が必要な場合のみ	育休終了日の月末まで